

(様式1)

邑教委学発第3119号

令和6年 3月 7日

文部科学大臣 殿

邑楽町長 橋本 光規

施設整備計画の事後評価について

学校施設環境改善交付金交付要綱第8に基づき、下記のとおり施設整備計画の目標の達成状況に係る評価（事後評価）の結果を報告します。

1. 施設整備計画の名称

邑楽町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和4年度（1年間）

（担当）

邑楽町教育委員会学校教育課

住所：群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570-1

電話：0276-47-5040

(様式2)

3. 事後評価の実施

(1) 実施時期

令和6年1月、3月

(2) 評価の方法

事業完了後、教育委員の確認及び生徒・教職員からの意見聴取に基づき評価を実施した。

4. 総合的な所見

計画していた事業について、計画通り実施できた。
邑楽南中学校の外壁改修を行い、学校の防災機能強化を図ることができた。

5. 各目標の達成状況

(1) 老朽化対策を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

邑楽南中学校校舎の外壁改修工事を行い、外壁及びその仕上げ材において剥落・落下の危険性があった非構造部材の耐震対策を実施することができた。
また、外壁を塗り替えたことで生徒や教職員からは「外壁がきれいになり清潔感を感じられるようになった」「学校の雰囲気明るくなった」「学校に誇りを感じる」といった高い評価を受けている。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(5) 施設の特徴に配慮した教育環境の充実を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況

(様式3)

7. 事業ごとの実施状況

学校等の名称	目標	事業区分	整備方針			事業完了年月日	(実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等	備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記)	
			事業単位	建物区分	構造区分				全事業期間 (契約～完成)
邑楽南中学校	(2)	36	防災機能強化	校	-	R5.3～R5.3	R6.1.10		令和5年度に繰越をして実施